市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

知立市平和祈念式

協働推進課 秘書広報係（内線335）

平成22年6月に「知立市平和都市宣言」を行いました。これを機に宣言の趣旨を尊重し、市民の皆さんと平和を祈念するために「平和祈念式」を開催します。どなたでも参加できます。

▼とき　10月19日㈬　午前10時から
▼ところ　中央公民館　講堂
▼内容　市長による平和都市宣言、戦没者への黙とう・献花、原爆パネル展示

【知立市平和都市宣言】

歴史と伝統に育まれた知立市。私たちはこのまちで、平和で安心して暮らすことを心から願っています。

私たちが願う明るく住みよいまちは、平和なくしてはかないません。そして世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たちは世界で唯一の核被爆国の一員として、二度と惨禍を繰り返さないよう、国際社会を導く役割を果たさなければなりません。

ここに知立市は、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現に貢献することを誓い、「平和都市」を宣言します。

秋の交通安全運動 9月21日㈬～30日㈮

安心安全課 防犯交通係（内線361）

秋は行楽やスポーツなどで外出する機会が増え、人や車の動きが活発になります。

また、秋の日はつるべ落としと言われるように、日没時刻が日増しに早くなることから、運転者にとっては歩行者・自転車が見えにくくなります。さらに、夕暮れ時は交通量が増えることもあり、高齢者を始めとした交通弱者が交通事故にあう危険性が高まります。

そこで、次の重点項目をかかげ、秋の交通安全運動を展開し、交通事故の防止を図ります。

○子どもと高齢者を交通事故から守ろう。
○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故をなくそう。
○すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう。
○飲酒運転を根絶しよう。

「法の日」にちなんだ無料法律相談会

市民課 市民サービス係（内線199）

―全国一斉司法書士会 無料法律相談会―

10月1日（法の日）～31日までの1か月間を推進期間として、全国一斉に司法書士会による無料法律相談会を行い、市でも次のとおり開催します。（予約不要）

▼とき　10月6日㈭　午前10時～正午、午後1時～4時
▼ところ　市役所別棟　第10会議室
▼相談内容　相続・登記・借金の整理など法律に関する事項

無料行政相談所の開設

市民課 市民サービス係（内線198）

総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆さんから苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。

この行政相談制度を、皆さんに知っていただき、利用していただくため10月17日㈪～23日㈰まで行政相談週間とし、市では次のとおり「行政相談所」が開設されます。

※相談は無料で、秘密を守ります。

■無料行政相談所
▼とき　10月19日㈬　午後1時～4時
▼ところ　市役所2階　第1相談室
▼相談内容　年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについての苦情や意見・要望
▼行政相談員　野村義弘氏、鈴木徳二氏

○行政相談員は総務大臣から委嘱されている民間ボランティアで、皆さんの身近な相談相手です。

※当日ご都合の悪い人は、左記のとおり定例の相談日がありますのでご利用ください。

■定例相談日
▼とき　毎月第2・第4金曜日　午後1時～4時
▼ところ　福祉の里八ツ田

※9月23日㈷は、都合によりお休みです。

国民健康保険 一部負担金減免制度

国保医療課 国保年金係（内線156）

国民健康保険では、災害や失業などの特別な理由により、著しく生活が困難となり、収入が一定の基準額以下の世帯に対し、医療機関の窓口負担額（一部負担金）の支払いを、申請により一定期間減免する制度があります。

▼対象
・世帯主が震災、火災等により、死亡または障がいを負ったり、資産に重大な損害を受けたとき
・事業または業務の休廃止、失業などにより収入が著しく減少したとき
・前記に類する事由があったとき

※減免については、世帯全員の収入や資産状況などを書類で申告いただき、調査のうえ決定します。詳しくは、国保医療課までお問合せください。

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

県障害者委託訓練受講生募集

公共職業安定所または愛知障害者職業能力開発校（☎0533(93)2102）

▼とき　11月1日㈫～平成24年2月3日㈮（月曜日～金曜日の午前9時～午後3時まで）
▼ところ　㈱イーストブルー　就労支援センターさくら（岡崎市上地1丁目）
▼内容　「イーストブルー　医療事務とパソコン基礎コース」医療事務の基礎とパソコンの基礎を習得します。
▼対象　身体（視覚、聴覚、車椅子の人も可）、知的、精神、その他の障がいの人
▼定員　5人（面接で選考）
▼受講料　無料
▼申込み　10月7日㈮までに、公共職業安定所で手続きをしてください。（受講には安定所での求職登録が必要です）

県心身障害者コロニー春日台職業訓練校　平成24年度訓練生募集

春日台職業訓練校 募集担当（☎0568(88)0811）

▼募集科名　機械科、縫製科、木工科、陶磁器科、紙器製造科
▼定員　各科20人
※募集人数は、定員と異なることがあります。
▼期間　1年
▼対象者　義務教育を修了または平成24年3月修了見込みの知的障がいのある人で、自己の身辺処理が可能で、訓練に支障となる著しい問題行動のない人。
▼費用　無料。公共職業安定所から職業訓練の受講指示を受けて入校した場合は、訓練期間中、訓練手当が支給されます。
▼申込み　入校願書、療育手帳の写し（取得していない場合は判定書の写し）、健康診断書等を住居地を管轄する公共職業安定所に提出してください。
▼受付期間　9月26日㈪～平成24年3月16日㈮
※ただし、入校確定者が応募人員に達した時は、募集期間中であっても締め切ります。
▼試験日　11月8日㈫以降
▼試験内容　実技試験、面接
▼その他　訓練生は全員寮生活となります。
※詳細は春日台職業訓練校募集担当（三上）へ。

浄化槽は法定検査の受検が必要です

浄化槽法では、1年に1回の浄化槽の法定検査が義務付けられています。（すでに法定検査を受検している人および下水道をご使用の人は対象外になります。）

■維持管理と法定検査について

水環境を守り、地域の環境や河川等に悪影響を与えないためにも、「浄化槽の維持管理」が大切です。皆さんが1年に1回「健康診断」を受けられるのと同じように、「浄化槽」にも1年に一回　「法定検査（11条検査）」が必要です。

■維持管理の仕組み

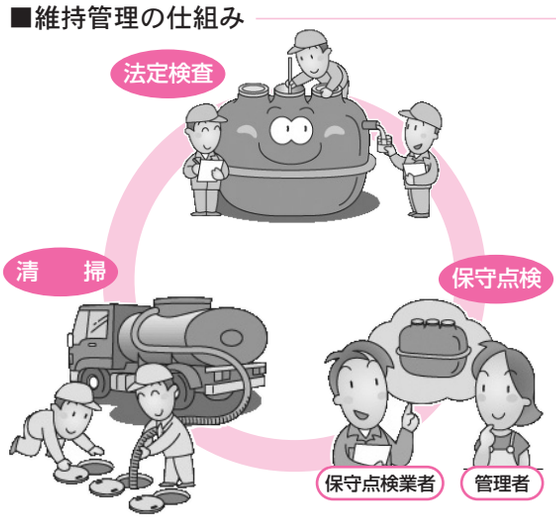

【法定検査】…浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断をするための検査です。知事の指定した検査機関の検査員または指定採水員が検査を行います。
【保守点検】…浄化槽の装置等の稼働状況を調べて、機器の点検・調整・修理や消毒薬の補充を行います。知事の登録等を受けた保守点検業者が行います。
【清掃】…浄化槽内で発生した、汚泥の引き抜きや槽内の洗浄を行います。市町村長の許可を受けた清掃業者が行います。

検　査　料　金

浄化槽の規模	検査料	浄化槽の規模	検査料
20人槽以下	6,000円	201～300人槽	15,000円
21～100人槽	10,000円	301～500人槽	21,000円
101～200人槽	13,000円	501人槽以上	26,000円

■問合せ　県知事指定検査機関　財団法人中部微生物研究所（☎0533（76）2228）

雇用促進税制がスタートしました

刈谷公共職業安定所 求人部門（☎(21)5003）

雇用促進税制とは、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税（または所得税）の税額控除の適用が受けられる制度です。

適用を受けるためには、あらかじめ事業年度開始後2か月以内にハローワークへ「雇用促進計画」の提出が必要です。（平成23年4月～8月までの間に事業年度を開始する事業主の場合には、平成23年10月31日までに提出してください。）

○厚生労働省ホームページ（雇用促進税制について）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html

刈谷税務署からのお知らせ

刈谷税務署（☎(21)6211）

～東日本大震災に係る国税の申告・納付等の期限延長に係る一部地域における期日の指定について～

国税庁では、東日本大震災の発生に伴い、青森県、岩手県、宮城県、福島県および茨城県の5県に納税地を有する人の平成23年3月11日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限の延長を行い、青森県および茨城県については、平成23年7月29日を延長期限の期日としたところです。

今般、残りの岩手県、宮城県および福島県の一部の地域について、被災後の状況などを踏まえ、延長期限の期日を平成23年9月30日とすることとしました。

なお、この期日以降においても、東日本大震災による災害等により申告・納付等が困難な人は、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、岩手県、宮城県および福島県のうち、今回指定しなかった地域における国税の申告・納付等の延長期限の期日は、別途国税庁告示で定めることとしています。

○詳しくは国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

緊急奨学金制度

教育庶務課 教育企画係（内線271）

市では、高校に在学中の人で主たる生計者の病気・死亡・失職等の事由で家計収入が激減し、経済的に修学が困難である人を対象に、緊急に資金を支給（月額9千円、返還不要）する緊急奨学金制度を設けています。

希望する人は、教育庶務課へお尋ねください。審査等で、支給できないことがありますのであらかじめご了承ください。

私立高等学校等の授業料補助

教育庶務課 教育企画係（内線271）

私立高等学校または私立専修学校の高等課程に在籍し、卒業時に高等学校卒業資格が得られる見込みの人の保護者に対して、授業料の補助を行います。

▼対象　10月1日現在で私立高等学校などに在籍し、保護者が市内在住の人

※対象外　授業料が全額免除されている人、専攻科・別科に在籍している人等

▼補助金額　最大年額1万2千円まで

▼申込み方法　申請書に必要事項を記入し、学校が取りまとめる場合は学校へ、または市教育委員会教育庶務課へ提出してください。直接、市に提出する人は在学等証明書（当市指定書式）の添付が必要な場合があります。

▼受付期間　市教育委員会教育庶務課へ提出する人は10月3日(月)～31日(月)まで。学校を通じて提出する場合は、学校が指定する日までに提出してください。

MACHI箱

放課後学習支援教室みらい

放課後学習支援教室みらいでは、毎週木曜日に、日本の公立小学校に通う、外国にルーツをもつ子どもを対象に学習支援を行っています。

子どもたちの多くは、日本語を流暢に話します。しかし、学習言語を理解することは容易ではありません。「熟語の意味が分からない。」「文章問題の意味が分からない。」そんな子どもたちに寄り添って支援しています。

今年度から中学生の部を始めました。現在45人の子どもたちが通室しています。

これからも、子どもたちの「みらい」のため、知立市の「みらい」のため、この活動を続けていきたいです。

▼問合せ
放課後学習支援教室みらい（☎080―3679―0765）

※問合せは知立市役所　TEL 0566－83－1111（代表）
FAX 0566－83－1141
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

甲種防火管理新規講習

衣浦東部広域連合消防局予防課予防係（☎(63)0136）
知立消防署（☎(81)4142）

▼とき　10月13日㈭・14日㈮（全2日間）　午前9時30分～午後4時30分
▼ところ　刈谷市産業振興センター
▼定員　132人（先着順）
▼受講料　3千500円（当日徴収）
▼申込み期間　9月26日㈪～30日㈮（午前8時30分～午後5時）
※定員になり次第締切り
※申込書は、申込場所または衣浦東部広域連合ホームページから入手できます。申込時、写真を忘れずに（縦4cm×横3cm・3か月以内の証明写真1枚必要）
▼申込み場所　衣浦東部広域連合消防局予防課予防係または知立消防署へ。
※電話および郵送等による受付は行っていませんので直接窓口にお申込みください。

付加年金をご存知ですか？

◆付加年金を基礎年金に上乗せすると、老後に受ける老齢基礎年金が多くなります◆

○国民年金保険料に1か月400円を上乗せして納めることで、老齢基礎年金に加算されます。

○付加年金の支給額は「200円×付加保険料納付月数」。

○保険料400円に対して年金額200円、受給開始から2年間で付加保険料相当分の年金を受け取れます。

○付加年金に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者です。
（保険料納付の免除・猶予を受けている人や、国民年金基金に加入している人は加入できません。）

○付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。
（老齢基礎年金を繰り上げ受給（60歳～64歳）または繰り下げ受給（66歳以降）する場合は、付加年金も繰り上げ・繰り下げ受給となり、老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。）

付加年金（年間受け取り額）の計算式

例）　10年間（120か月）付加保険料を納めた場合　400円　×　120月　＝　48,000円

1年間に受け取る付加年金額は　200円　×　120月　＝　24,000円

※2年間で支払った付加保険料と同額になるため、3年目以降はお得になります。

付加年金のポイント

- 付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。
- 付加年金は定額のため物価スライド（増額・減額）はありません。
- 付加保険料は納付期限を過ぎると納付できません。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除になります。
- 国民年金基金に加入中の人は、付加年金に加入できません。

▶手続き　年金手帳・認印を持参の上、市役所1階国保医療課までお越しください。
▶問合せ　国保医療課　国保年金係（内線157）、刈谷年金事務所（☎21－2159）